

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3

◇ 公 告

- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】 4
- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【産業経済局農林水産部農林課】 5

北九州市告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00735	定期巡回ステーション ひねもすの和	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目6番6号	一般社団法人みのり会	平成30年10月1日

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00750	あすなる館デイサービス	北九州市八幡西区則松四丁目21番3号	株式会社あすなる館	平成30年10月1日

3 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00743	笑顔のサロンカラふる	北九州市八幡西区御開五丁目2番18号	株式会社笑色	平成30年10月1日
40906 00166	デイサービスきたえるーむ北九州祇園	北九州市八幡東区祇園一丁目8番1号	株式会社佳秀	平成30年10月1日
40904 00575	リハプライド小倉北	北九州市小倉北区中島一丁目18番28ー101号	リハコンテンツ株式会社	平成30年10月1日

北九州市告示第420号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40704 04654	リハプライド 小倉北	北九州市小倉北 区中島一丁目1 8番28-10 1号	株式会社ジュ ・タ・レーベ ル	平成30 年9月3 0日

北九州市公告第 685 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 10 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

平成 30 年 10 月 12 日 第 2 号

2 申請者の住所及び氏名

福岡市中央区小笹一丁目 4 番 26 号

山田佳明

3 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区清水五丁目 2 531 番 3	6.70	23.10

北九州市公告第691号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

平成30年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市森林・林業マスタープラン策定業務
- (2) 業務内容 森林簿、森林計画図、現地調査等から資源量解析、経済性の評価、中長期伐採計画等の情報を整備した森林・林業マスタープラン策定を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月15日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認

められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事務所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でないこと。

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、企画提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績及び業務実施体制

ア 業務実績等

イ 業務実施体制

(2) 提案内容評価

ア 業務理解度

イ 森林・林業マスタープラン策定

ウ 追加提案

エ 作業工程

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2078

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 公告の日から平成30年10月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎 7 階 7 1 会議室

イ 日時 平成 30 年 10 月 22 日午前 10 時

(4) 参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第 1 号に同じ。

イ 提出期限 平成 30 年 10 月 31 日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必
着のこと。）

(5) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第 1 号に同じ。

イ 提出期限 平成 30 年 11 月 5 日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必
着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第 1 号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。